

第 19 節 社会秩序の維持計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 和泉警察署との連携体制の確立 2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供 3 和泉商工会議所等に対する物価安定の協力要請 4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	自治広報課 商工観光課 和泉警察署 商工会議所

第 1 計画の方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第 2 警戒警備活動

和泉警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連携、協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

第 3 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、また適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携を図り、物価の動きを監視・指導し、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。